

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会
第3回沖縄県最低賃金専門部会 議事録

1 開催日時 令和7年7月30日（水） 15:30～17:25

2 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）

3 出席者

公益代表委員 3名（上江洲純子、金城智誉、城間貞 敬称略）

労働者代表委員 3名（石川修治、知花優、照喜名朝和 敬称略）

使用者代表委員 3名（喜友名朝弘、田端一雄、津波古透 敬称略）

事務局 4名（岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員）

4 議題

- (1) 参考人意見聴取について
- (2) 事業場実地視察結果報告について
- (3) 最低賃金基礎調査の結果報告について
- (4) その他

5 配付資料

- (1) 沖縄県最低賃金の決定に係る意見

沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明

- (2) 令和7年度地域別最低賃金未満率・影響率及び基礎調査結果

- (3) 労働者側参考人意見聴取（概要）

公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 事業推進部部門長 神里直樹

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会
第3回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

崎原賃金室長

それでは定刻となりましたので、これより「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第3回沖縄県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、本日の専門部会の各委員の出欠の状況でございますが、皆様全員ご出席ということですので、本審議会は最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、議事進行につきましては、上江洲部会長にお願いいたします。

上江洲部会長

皆さま、今日は本審から長丁場となっておりますけれども、専門部会の第3回ということです。

この会は盛りだくさんになっておりますが、審議終了までよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。

労側委員は、石川委員、お願ひいたします。

使側委員は、津波古委員、よろしくお願ひいたします。

（両委員、了解）

上江洲部会長

でははじめに、本日の議題1につきまして、参考人聴取になっております。

この点について、まずは事務局から説明をお願いします。

崎原賃金室長

第1回の専門部会においてご説明いたしましたが、7月1日から15日までの公示を行いまして、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関しまして、沖縄県労働組合総連合議長から意見書の提出がございました。

意見陳述も希望されております。

資料は1～3ページになります。

本件の取り扱いにつきましては、先ほど開催されました第2回本審にて当専門部会に一任されました。

つきましては、専門部会においてお諮りいたします。

上江洲部会長

先ほど本審でもお諮りしましたけれども、事務局から説明がございましたように、当専門部会に一任されております。

意見陳述についてご希望があるということです。

1ページから3ページの資料提出がありますけれども、この点について、意見陳述を受けるについて、ご意見ございますか。

(意見なし)

上江洲部会長

お受けしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲部会長

それでは、意見陳述をお受けすることにしたいと思います。

早速ではございますが、意見陳述をお願いしたいと思いますので、穴井さんは参考人席へお願いいたします。

(穴井議長を参考人席へ案内)

上江洲部会長

では、沖縄県労働組合総連合議長の穴井さんより陳述をお願いしたいと思います。

穴井さんは傍聴もされておりますし、これまで陳述されたご経験もございますので、当専門部会の委員の構成については、よくご存じだとは思います。

左が労働者側、右が使用者側、こちらが公益委員です。

それでは陳述をよろしくお願いします。

穴井議長

陳述の時間を頂きましてありがとうございます。

大体5分～10分以内には終わりたいと思うのですが、時間としてはいかがでしょうか。

上江洲部会長

この後も参考人聴取を予定していますので、今仰られた時間の範囲内でお願いできれば思います
が、よろしいでしょうか。

穴井議長

はい、わかりました。

資料としては、本日の専門部会の1ページから3ページまでとなっておりますので、ここを基に意見陳述をしたいと思います。

私達県労連は、全国一律、どこに行ってもどこで働いても、賃金は一律1,500円以上ということで意見を述べさせていただきたいと思います。

そもそも最低賃金審議会というのは、最低賃金法の中で話をしていると思います。

最低賃金法がなぜできたのかということですが、第1条で賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としているということで、まずは労働者の賃金を保障することによって、生活を安定させる、そのことによって、経済も健全な方向に発展させることがあるんですね。

この労働者の生活を守るということと、経済を安定させる、きちんと運営していくことが求められているんです。

今、経済がなかなか不況の中でよくならないという中に、やはり賃金が保障されないということがあると思うんですね。

やはり、経済を回していくのは物を買って、そのお金が回っていくんです。

しかし今、賃金が上がらないことによって物が買うことができない、その上、経済が回らないということになると思いますので、やはり最初は賃金を上げることによって購買力を高め、経済を回すということが一番必要なのかなと思います。

前回も私、この場で訴えましたけれども、1,500円以上という根拠として、ただ単に1,500円以上と言っているわけではなくて、私達県労連は全国で調査をしています。

今年になっても、最低生計費試算調査というものを行っています。

持ち物調査として、この家庭に茶碗がいくつあるか、お箸がいくつあるか、Tシャツがいくつあるか、そういう持物調査を行っています。

そのうえで、生活実態調査として、朝どこで何を食べますか、例えば店に行って食べますか、家で食べますか、コンビニですか、あと友達と月にランチに何回行きますか、忘年会、新年会は何回行きますか、そういう生活実態調査を行ったうえで、沖縄で那覇市に住む25歳女性であれば時給1,662円という調査結果です。

これが2020年の時の調査ですので、物価上昇を考えれば当然1,700円以上になります。

今年に入って全国で全労連の仲間が調査をしまして、岡山、名古屋、大阪、長野、静岡で、調査しているのですが、軒並み1,800円以上でないと普通の生活ができないということが調査で出ているんですね。

これは、最低いくらあれば8時間働いて普通に暮らせる賃金なのかというところを目安にしていますので、当然、今でいえば1,800円以上必要ということが調査で出ています。

自民党でさえ、2020年代には最低賃金を1,500円以上にするということは言っていますので、これは早くしなければいけないんですね。

これは、おそらく経営者の皆様、同じ思ひだと思います。

賃金が上がらないと購買力が上がらない。

そうならないと経済が回っていかない、また、人手不足ということも分かっていると思います。

そういう中でどこが問題点なのかと言うと、参考資料の業務改善助成金の実績のとおり、言ってみればこれだけのものしか使われていないということなんですね。

こちらの意見書の中の2ページの4にありますけれども日本商工会議所が行っている最低賃金の影響に関する調査ということで、全国で3,000社以上の調査を行っているので、沖縄では行われていないですけれども、沖縄にも当てはまるのかなと思います。

この中で特筆すべきなのは、77.5%の中小企業が税金・社会保険料の負担の軽減ということを挙げているんですね。

3/4以上は税金が高すぎる、社会保険料を安くしてほしいということなんですね。

これは、経営者の皆様もそうなんんですけど、何か原料として買えば消費税がかかる、そして、人件費としてもかかってくる、賃金が上がれば社会保険料に反映されてしまう。

ですから社会保険料というものは、ある社長さんから言わせればいじめだと。

賃金を上げるのにさらに上乗せしてかかってしまうと、嘆いている社長さんもいました。

まさにその通りだと思うんですね。

政府がやっている支援が無駄とは言いませんけれども、何かをやれば援助してもらえるとか、補助金が出るとか、産業能力が上がれば補助金がもらえるということでは、いつまで経っても賃金を上げることはできないんです。

賃金を上げたくても上げれないのに、賃金を上げたら補助金が出ますよと言われたって、いつまでたっても賃金を出せないわけです。

大元となる税金をぜひ、見直していただきたいと。

ぜひ審議会で政府に求めていただきたいなと思います。

先週、東京で中小企業庁と厚生労働省等に要請に行ったんですけども、中小企業庁もその辺のことはわかっていて、やはり支援をしているけれども、なかなか皆様が使えるものになっていないということも仰ってました。

労働者側も経営者側も賃金を上げたいとは思っている、でも上げることはできない、ではどうすればいいんだというところの話を聞いていただいて、賃金を上げるような状況をつくっていただくということが一番必要なのかなと思っています。

2023年からランク付けが3つになりました。

ですが、ランク付けを減らした理由は、地域間格差を無くそうということが目的の一つだったと思うのですが、3つになつても改善されてないわけですね。

どこにいっても同じ賃金ということがない限り、地方は賃金が上がりにくくなる構造になってしまいます。

このところは、ぜひ意見書をあげていただいて、賃金を上げる状況になってほしい。

人口の流出が止まらなければ人手不足にも歯止めがかかりませんから、ぜひこのところは上げていただきたいと思います。

今回、中央審議会でまだ目安が出されていません。

聞くところによると、70円～80円という話もされているということですけれども、最低限、目安を上回る議論をしていただきたいところなんですね。

例えば100円上がったとして、月に160時間働いていても、月に16,000円しか上がらないんです。物価上昇の中で、物を買う、何かに使うにしても、16,000円では低いが、少なくとも賃金が16,000円上がるような議論をしていただき、その中で労働者も生活できる、経営者も普通に借金をしないで経営できるのが大事だと思います。

1,500円以上にすることはもちろんことで、そのために経営者がどう経営ができるかという話を

して、ぜひ大幅な最低賃金の引上げをしてもらいたいと思います。

以上です。

上江洲部会長

穴井さん、ありがとうございます。

今、穴井さんから陳述を頂きましたけれど、労使それぞれの委員から何か質問等ございますでしょうか。

(石川委員挙手)

上江洲部会長

はい、では、石川委員の方から。

石川委員

穴井議長、ありがとうございます。

ご質問ですけれども、2ページ目の2の中で徳島県のことについて、文章の中でも触れられているのですが、ご発言の中でなかつたので、もう少しこの点詳しく聞かせていただけたらなと思います。
よろしくお願ひいたします。

穴井議長

徳島県は県知事が意見陳述の場に来て、地方の最低賃金を上げないと経済が回っていかないということで意見を述べたんですね。

それだけではなくて、賃金が上げられるようにいろんな施策を行っているわけです。

これは徳島県ではなく、岩手県、佐賀県は、これは行政主導のもとにやっているということがあります。

もう一つ、最低賃金が上がると経営困難に陥って、倒産なり廃業なりが起きてしまうと言われるわけですから、この一年間で見た場合、徳島県の場合84円上がったわけですが、ここで目立って倒産、廃業はなかつたわけですね。

賃金が上がれば労働者が使うお金も増えてきて、経済が回っていくことだと思うんです。

ですので、やはり経営者として心配なこともあると思うんですけども、ここは経済を回すためにどうしたらしいのかという観点からぜひ議論していただければと思います。

上江洲部会長

他に質問等ございますか。
よろしいでしょうか。
公益からは何かありますか。

(特になし)

上江洲部会長

それでは、穴井さん、ありがとうございました。
今のご意見も参考にしながら、審議を進めてまいります。

(穴井議長は参考人席より退席)

上江洲部会長

それでは、続きまして、使用者側推薦及び労働者側推薦のお二方をお呼びしてお話を伺いたいと思います。

その前に、労使推薦の参考人聴取に関して、参加の調整をしていただいた際に、ご本人それから推薦団体等の意思の確認を行いましたところ、労側の意見聴取に関しては公開でもよいとのことですが、使側の推薦の聴取に関しては、非公開ということで希望がございまして、これは運営規程の第7条第1項のただし書きを適用して非公開にしたいというように公益としても考えていますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲部会長

では、皆さんから異議がないということですので、まずは公開での聴取を行いたいと思います。
労働者側推薦の公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会事業推進部部門長の神里直樹さん、お席までよろしくお願ひいたします。

(神里部門長を参考人席へ案内)

上江洲部会長

お待たせいたしました。
本日はお忙しい中、御足労いただきましてありがとうございます。
神里さん、初めての参加ということですので、まずは最低賃金審議会の専門部会の説明させていただきます。

専門部会のメンバーは正面に座っているのが公益代表委員3名と、神里さんの方から向かって左側が労働者代表委員3名、右側が使用者代表委員3名で9名で構成しております。

専門部会で労働者側を代表して、参考人の意見聴取ということで、今回神里さんにお越しいただきました。

予めご提出いたいたいた意見聴取事項ですけれども、195ページの資料3ということで、委員にも既に配布しております。

これに基づきまして、ご意見をお伺いしたいと思います。

まずは、神里さんから聴取事項に記載した事項についてご説明いただいて、その後に委員から説明をしていただくという形式で進めさせていただきますが、よろしいですか。

神里部門長

はい。

上江洲部会長

それでは、よろしくお願ひします。

神里部門長

初めまして、沖縄県労福協の神里と申します。

どうぞよろしくお願ひします。

「I. 法人の概要」について、沖縄県の勤労者の福祉を増進し、併せて勤労者の福祉の向上を目指す団体の自主的な福祉活動の育成を図り、勤労者の社会的、経済的地位の向上に寄与するとともに、就労意欲がある者に対する就労の支援及び生活困窮者の支援などを行うことにより地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした事業を行っています。

私共は、労働者的視点に立ちつつ、行政や経営者団体、NPO団体、フードバンクや子育てや介護、若者支援のNPOが主になります。

そして市民団体等とも連携を取れる立ち位置で、色々な機関を繋ぐ「かすがい役」として、それぞれの立場を超えて、連携・協働して、格差と貧困のない地域社会を創ることも社会的役割であると考えています。

「II. 事業内容」として、自主事業は（1）～（4）で、主に受託事業を行っております。

（1）グッジョブセンターおきなわ、バスターミルの6階にあります。

それから、（2）沖縄県就職困難者等就労支援事業、こちらは雇用政策課から受託しております。就労困難者向けの支援を行っています。

（3）生活困窮者自立相談支援事業は厚労省の事業となります。生活保護に至る前の支援を行っております。

他、（4）生活困窮者就労準備支援事業、（5）被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業、（6）ファミリーサポートセンター事業、（7）労働相談事業・働く女性応援事業を行っております。

次のページをお願いします。

2ページ「III. 最低賃金について 1. 当協会が沖縄県等から受託している厚生労働省生活困窮者自立支援制度や、「働く仲間のゆめ・みらい基金」から見える県内就業者や求職者の生活状況等について」、(1) 当協会は、「働くを軸に社会課題の解決に挑戦する」をミッションに掲げ、構成団体と共に力を結集し、「子どもの貧困」やその根本的な問題である「親の貧困」の解決・改善に向けた自立支援（「働く」につながる支援）に取り組むことを目的に「働く仲間のゆめ・みらい基金」を創設しており、当協会が事務局を担い運営しております。

「(2) これまでの取り組み」として、就労継続のため、衣食住が必要な方やそれ以前の生活基盤を整えるための給付や、家庭の経済状況により資格受験費用を工面できない学生へ費用の給付、子どもの制服代や教科書代が支払えず困っている世帯へ給付を行っており、自助努力でも公的支援でも立ち行かない状況の世帯に共助として基金から給付しています。

2016年10月の開始から9年半（2025年3月）で1,489件（1,287名）、81,022,108円の給付を行つてきました。

2024年度の実績は、232名（239件）、13,292,061円の給付となっています。

正職員やフルタイムで働いても、非正規でダブルワークやトリプルワークをしても生活が厳しい状況です。

こうした状況を背景に、生活費や健康・心の問題に関する切実な相談が数多く寄せられています。本基金の申請状況からは、一人当たりの申請者は増えています。

「(3) 支援を通して見えた貧困の状況」として、基金を活用している世帯の割合はひとり親世帯が39.7%、ふたり親世帯が58.2%となっています。

生活困窮の要因の一つとして物価高騰が続き、2024年度は実質賃金の上昇が追いつかず、家計への打撃が深刻です。

とりわけ、子育て世帯においては、生活基盤の不安定さが顕著となっています。

ひとり親の多くは、育児と仕事を1人で担うため、収入の良い安定した仕事に就けずパートなどで複数の仕事を掛け持ちしているケースや、両親ともフルタイムで働いても日々の生活費を補うだけで精一杯の家族がいます。

以下、省略いたします。

「2. 貧困の連鎖」について、困窮世帯では経済状況の厳しさから子供たちが様々な可能性と選択肢が制約されることによって、社会的孤立が生まれています。

経済的に厳しい生徒は、楽しいはずの部活動への参加率が低く、その理由としては、「費用がかかるから」、「家の事情、家族の世話や家事等があるから」が、他の世帯に比べ高くなっていました。

また、経済的に厳しい生徒は授業が分からないと、ややつまずきを感じている割合が高く、特に小学校から中学校に進学する時期に、経済的に厳しいときにつまずきが起こりやすいことも把握されています。

困窮世帯では保護者が経済的に塾に通わせられない等学習の機会でも差が出る結果となっています。

不十分な衣食住、低い自己肯定感等、子どもの生活と成長に様々な影響を与え次世代に引き継がれます。

部活動の費用等が捻出できず、子どもに諦めせざるを得ない親の家庭の経済状況で、多くを諦めざるを得ない環境で育った子供たちは、「どうせだめだろう」、「どうせできないだろう」といった諦めることを覚えてしまい、自己肯定感が育たないまま大人になります。

その後の社会生活に大きな影響を与え、例えば自信をなくし、就労につくことが難しく貧困の連鎖となる場合もあります。

「3. 最低賃金について」、沖縄県の今後の持続的な発展を見据えた時、貧困の連鎖を断ち切ることは、最も重要な課題の一つです。

特に「子供の貧困」は、保護者の低賃金や非正規雇用の多さ、長時間労働など、県内の雇用・労働環境に深く起因しており、単に個人や家庭の問題にとどまらず、地域全体の構造的な課題でもあります。

とりわけ、最低賃金の水準は「フルタイムで働けば最低限の生活ができる」ラインにあるべきだと考えます。

現在、非正規雇用で働く多くの方々は、最低賃金あるいはそれに近い水準で就労しており、生活の安定が図れない現状が続いている。

また、低所得世帯で育った子どもたちの多くが、健康面や教育面で不利な状況に置かれ、それが将来の生涯賃金にも影響する恐れがあります。

「人材育成を含む就労支援の拡充」「必要とする人に支援が届く体制の再構築」「中小企業への助成制度の充実」など連鎖を断ち切るために最低賃金の引上げと共に、複合的な公的支援と、地域・企業・行政が一体となった多分野・多職種協働の仕組みによって、貧困を家庭や個人の責任とせず、社会全体で支える体制の構築が必要と考えます。

最低賃金の引上げが実現するには、企業経営への配慮と、社会全体の理解と支援が不可欠です。

企業の経営安定化を図りながら、連携と協働を深め、沖縄の誰もが安心して暮らせる地域社会を築くことが、私たちの共通の目標であると信じています。

以上となります。

働く仲間のゆめ・みらい基金活用による支援取組み事例として、事例①、②があり、部活動を心の支えに、保護者からの経済的自立の強要に耐えながら部活動を継続したい事例①と、子の夢を諦めさせないためにという事例②を掲載しております。

確認をお願いいたします。

以上となります。

上江洲部会長

神里さん、ありがとうございます。

分量も多くということで、省略していただいた部分もございますので、そういった部分も含めて委員から神里さんに質問・確認されたいこと等あればお願いいたします。

いかがですか。

(城間委員挙手)

上江洲部会長

では、城間委員。

城間委員

公益委員の城間でございます。

今ご説明していただきました、2ページの1の「(2) これまでの取り組み」のところで、9年半で約1,500件の8,000万円余りの給付を行ったと。

その中で2024年の実績が239件の約1,300万円で、9年半の平均で行きますと年間850万円くらいなのかなと。その中で1,300万円に上がっていますけれども、やはり、これは対象となる方が増えてきている要因なのかなと、1点目のご質問です。

それから、申請者というものが申請されてどの程度の方が条件をクリアしているのか、いないのかというのを2点目としてお聞きかせいただけますか。

神里部門長

はい、2016年10月からスタートした時期は周知広報も含めてあまり知名度がなかったので、どちらかというと、右肩上がりになってきている状況と、コロナ渦で若干対象者が他の支援金とかもあったので、そういったところで直近が1,300万円前後で来ているというイメージで、当初はなかなか給付も少ない時期があって、そこから徐々に積み立てていった状況になります。

あと1点の質問について教えていただけますか。

城間委員

申請されなかったというのは、基本的にどういう条件があるからなのかというところですね。

神里部門長

特徴としては、直接本人に支給というわけではなくて、支援付きの支給、例えば社会福祉協議会の支援員がついて支給する、それから役所の人が例えばお金だけで終わるわけではなくて、生活困窮者の窓口は沖縄県全体にあるんですけども、相談員が寄り添って支給していくという形になります。

それから、高教組から、商業、工業高校の資格を取りたい場合に、例えば資格費がない場合に、学校を通して支給すると。

なので、直接的な支給ではないということですね。

必ず、相談窓口を通して相談員がついて、支給した後も支援をしていくという活動をしています。

城間委員

そこの条件さえクリアすれば、皆さん受給できると。

神里部門長

そうですね、例えば、金額も資格試験であれば5万円めど、基本的には使える制度は使っていく。

それでも例えば社会福祉協議会で貸付受けたのだけども、足りないとか、自動車学校行きながら後5万円足りないとか、そういう場合に、免許をあきらめるのではなくて、特徴としては即給付ができるような体制をとっております。

ちょっと、審査が長引いたりするので、スピード感を持って、10万までは事務局の決裁、それから20万まではそこに賛同しております、連合沖縄さんや労金さん、国民共済のコープさん、委員となつておりますのでこちらの方で決裁していると。

上限がある程度あり、最高が20万円で10万円までの間は事務局で決裁しています。

上江洲部会長

はい、ありがとうございます。

他にございますか。

(喜友名委員挙手)

上江洲部会長

喜友名委員。

喜友名委員

はい、ありがとうございます。

使用者側の喜友名と申します。

198ページのところですけれども、最低賃金の引上げを実現にするには、企業経営への配慮とあります。

戻りまして、197ページの下から3行目で「中小企業の助成制度の充実」とありますが、これのことと捉えてよいですか。

神里部門長

沖縄は中小企業も多いということも含めて、様々な助成金を労働局で準備しているのですけれども、なかなか制度が難しかったり、申請に至らないということも、なんとかもう少し利用しやすくなり、中小企業でもこういった支援制度が充実していけば、という思いを込めて載せております。

喜友名委員

これは、国、県も含めてですか。

神里部門長

はい。

上江洲部会長

よろしいでしょうか。

質問も出ましたけれども、神里さんから頂いたご意見も今後の審議の際に参考にさせていただきた
いと思います。

(金城委員举手)

金城委員

公益委員の金城でございます。

どうもありがとうございました。

意見聴取資料の3ページに「2. 貧困の連鎖」の項目について、困窮世帯での子どもたちが部活動
への参加率が低い理由として費用がかかるとか、授業が分からないとややつまずきを感じているとあ
りますが、これは何かの調査結果なのでしょうか。

神里部門長

ゆめ・みらい基金で使う場合に、子どもがいる世帯が対象となっていますので、子どもがいる世帯
の申請者が社会福祉協議会や生活保護の窓口で記載していきます。

我々独自の肌感覚というか、感じているところを記載しているということになります。

何か調査をした、ということではなくて、私達窓口に相談に来たものとして掲載したものです。

上江洲部会長

ありがとうございます。

こちらの方の回答も含めて今後の審議の参考にしたいと思います。

本日はありがとうございました。

(神里部門長退席)

上江洲部会長

それではここからは使側の推薦人の参考人聴取となり、非公開という形になります。

傍聴人の方は、ここでしばらく退席をお願いしたいと思います。

後ほど公開の時に、またお声掛けいたしますので、よろしくお願いいたします。

(傍聴人退席を案内)

【これより、公開】

上江洲部会長

では、傍聴人に入っていただきますので少々お待ちください。

(傍聴人を案内)

上江洲部会長

では、再開させていただきます。

次に議題3の「最低賃金基礎調査の結果報告について」、事務局より説明をお願いします。

崎原賃金室長

はい、基礎調査の結果につきましては、先ほど行われました本審の中で同じ資料となっておりまして、今回の専門部会の資料には地域最賃にかかる分のみを7ページ以降の資料として添付しております。

説明は先ほどの本審で行いましたので、ここでは省略とさせていただきます。

上江洲部会長

はい、先ほど本審で特定（産業別）最低賃金も含めて説明いただいたところですけれども、今回は地賃の部分を資料として盛り込んでいるということです。

説明を省略してよろしいでしょうか。

(了承)

上江洲部会長

基礎調査の結果につきましては、先ほどの本審の説明でしていただいたということで省略させていただきます。

次に議題4の「その他」について、事務局よりお願いします。

崎原賃金室長

今後の専門部会のスケジュールの確認です。

先ほどの本審で、第5回の中央の目安小委員会が7月31日に開催されると申し上げましたけれども、労使からの改正額の提示について、当初の予定では、第4回目の8月1日の専門部会でとしているところですが、皆様に今後のスケジュールについて調整をお願いしたいと思います。

上江洲部会長

事務局からスケジュール調整について説明ありました。

31日に目安が出ればということですが、翌日の8月1日に金額提示が可能なのかと。

明日出るのかどうかも不明ですが、金額も出でていないという状況ではあります、それぞれご意見いただきたいのですが、いかがですか。

(田端委員挙手)

田端委員

第1回本審にも申し上げましたが、目安が出てなければ第4回専門部会については延期を含めて検討した方がよいのではないかと思います。

明日は目安の小委員会が1時から開始されるということですけれども、昨日が3時から始めて21時に終了したと。

それからすると、夕方あるいは退勤後にしか目安がでないということになると、額の提示の考え方の整理ができないので、あえて8月1日（金）にやる必要はないのかなと思います。

上江洲部会長

では、労側いかがですか。

石川委員

使用者側意見のようなご意見があれば延期してよいと思います。

上江洲部会長

明日がどういう状況になるかは、事務局としても読めないですよね。

確かに長時間の審議になりそうだなど予想はついています。

8月4日（月）の第6回の専門部会を第4回として開催するという形でいかがですか。

(異議なし)

上江洲部会長

事務局もよろしいでしょうか。

崎原賃金室長

今のお話だと、7月31日に答申が出た場合、8月1日ではなくて8月4日に延期するといったお話をしたが、もし仮に明日答申が出ずに8月1日に答申が出た場合、8月4日は同じように延期になりますでしょうか。

上江洲部会長

31日の審議の状況によって1日も開催されるかどうかということですが、いかがでしょうか。

石川委員

時間によるのではないかと思います。

上江洲部会長

労側から時間によるのではないか、というご意見がでましたが使側はいかがでしょうか。

田端委員

使側もそうです。

明日の審議の結果を見て、また状況を確認する方向でいいと思います。

上江洲部会長

まずは、8月4日に第4回専門部会のスケジュールを確保していただいて、さらに1日あるいは2日以降に目安の提示がずれこむようであれば、予備日の8月5日ではなく、8月6日に開催する可能性があるということでおろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲部会長

では、明日の状況によりますけれども、8月1日の専門部会については延期とさせていただきます。

31日に目安が示された場合は、8月4日の第4回専門部会の開催は可能であると。

もしそれがさらに延期となる場合は、その次の候補は6日の開催ということです。

6日は開催するということになりますが、事務局よろしいでしょうか。

崎原賃金室長

はい、6日は予定どおり開催いたします。

上江洲部会長

では、次回の第4回専門部会は仮置きですけれども、8月4日（月）の15時から行います。

もしその日に開催できましたら、労使それぞれから額の提示を行っていただきまして、調整に入らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、これで日程調整が終了となりますので、特に何もなければ閉会となります、よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲部会長

それでは本日の「第3回沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会」を閉会いたします。
今日一日大変お疲れ様でした。